

協議第 4 7 号

平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日 確認

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	9 地域審議会の取扱い	調整の内容(案)	1 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会を、新市において設置する。
関係項目			2 地域審議会の組織及び運営等については、別途協議する。

#### ※合併特例法第5条の4

- 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。
- 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 第2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

先進地事例 (新設合併)	地域審議会設置市町		地域審議会設置を決めた合併協議会(抜粋)		三重県内の状況	
	宮城県	加美町(H15.4.1)	岐阜県	本巣市(H16.2.1)	いなべ市	設置しない。
	山梨県	南アルプス市(〃)	岐阜県	飛騨市(〃)	H15.12.1	
	熊本県	あさぎり町(〃)	新潟県	佐渡市(H16.3.1)	志摩地域	設置しない。
	山口県	周南市(H15.4.21)	長崎県	壱岐市(〃)	H16.10.1	
	長野県	千曲市(H15.9.1)	長崎県	対馬市(〃)	伊賀市	合併特例法の地域審議会は設置しない。
	山梨県	富士河口湖町(H15.11.15)	岐阜県	郡上市(〃)	H16.11.1	新市において、住民自治組織設置を検討中。
			愛媛県	西予市(H16.3.31)	桑名市	旧市町村の区域ごとに地域審議会を設置する。
			熊本県	上天草市(〃)	H16.12.1	
					松阪市	未定。
				H17.1.1	支所機能・権限とあわせて、検討中。	

## 地域審議会の設置に関する協議（案）の概要

### （設置）

住民の意見を新市の施策に反映するため、合併前の市町村の区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会を設置します。

### （設置期間）

地域審議会の設置期間は、10年とします。

### （所掌事務）

地域審議会は、新市の合併前の区域ごとに、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとします。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができるものとします。

### （組織）

地域審議会は、委員10名以内で組織するものとします。

### （委員）

委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者の内から、市長が委嘱するものとします。

### （任期）

委員の任期は、2年とします。

### （庶務）

地域審議会の庶務は、新市の支所で行います。